

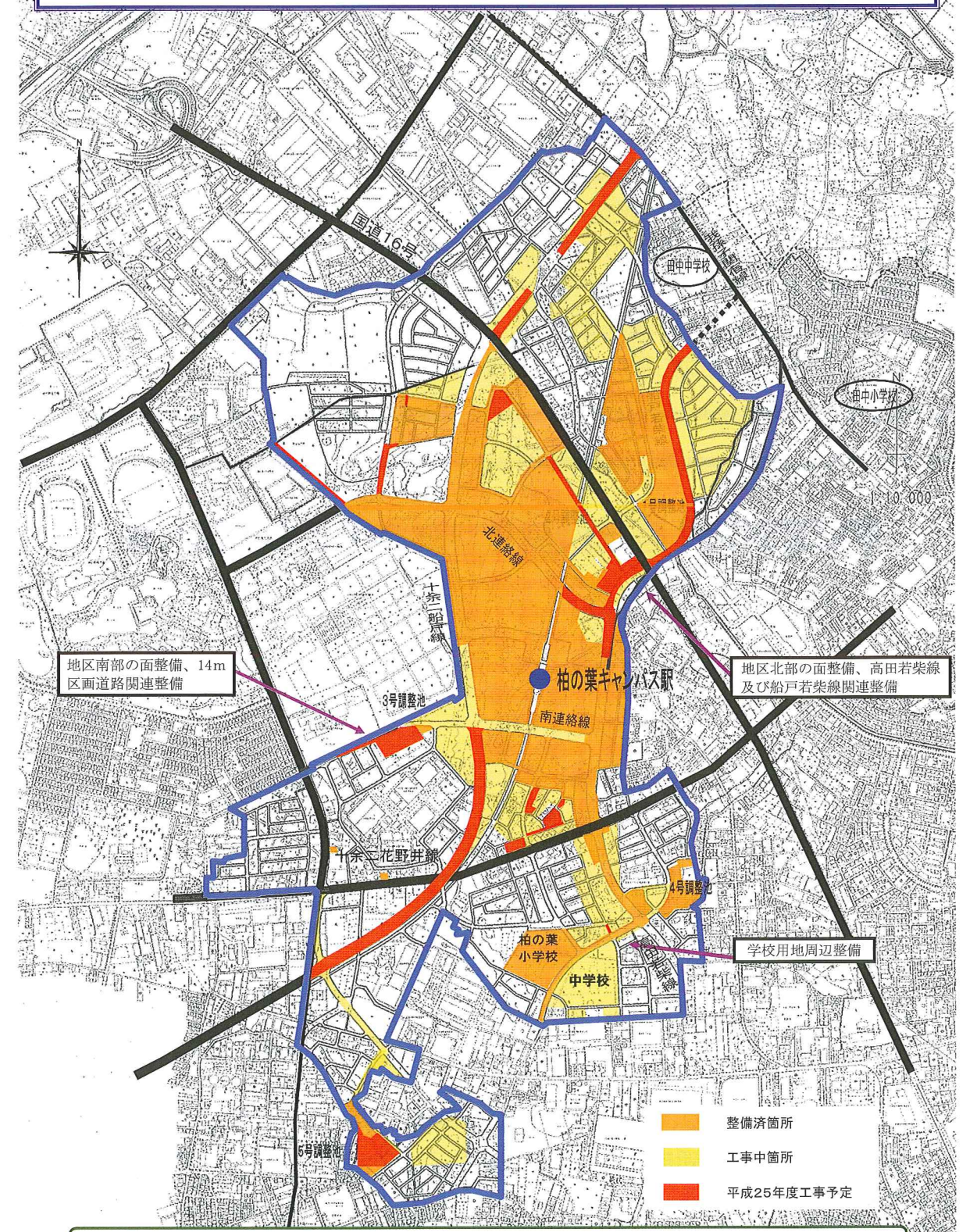


区画整理だより

平成25年度の主な事業予定

H25年度整備方針

- (1)地区北部の面整備を進めるとともに、事業効果の早期発現のため、十余二船戸線(都市軸道路)、高田若柴線、船戸若柴線関連の整備を進めます。
- (2)地区南部の面整備を進めるとともに、十余二船戸線、学校用地周辺及び十余二花野井線沿線(守谷流山線)の整備を進めます。



※ 整備につきましては、地権者の皆様のご理解とご協力が不可欠と考えておりますので、事業へのご協力をお願いいたします。また、土地利用の状況や関係機関等との協議等により工事箇所について変更される場合もありますのでご注意ください。

土地区画整理審議会開催の報告

第46回、47回審議会諮問箇所

【第46回、47回 土地区画整理審議会】

開催日：①平成24年12月19日(水)

②平成25年 3月 5日(火)

出席委員：① 14名

② 13名

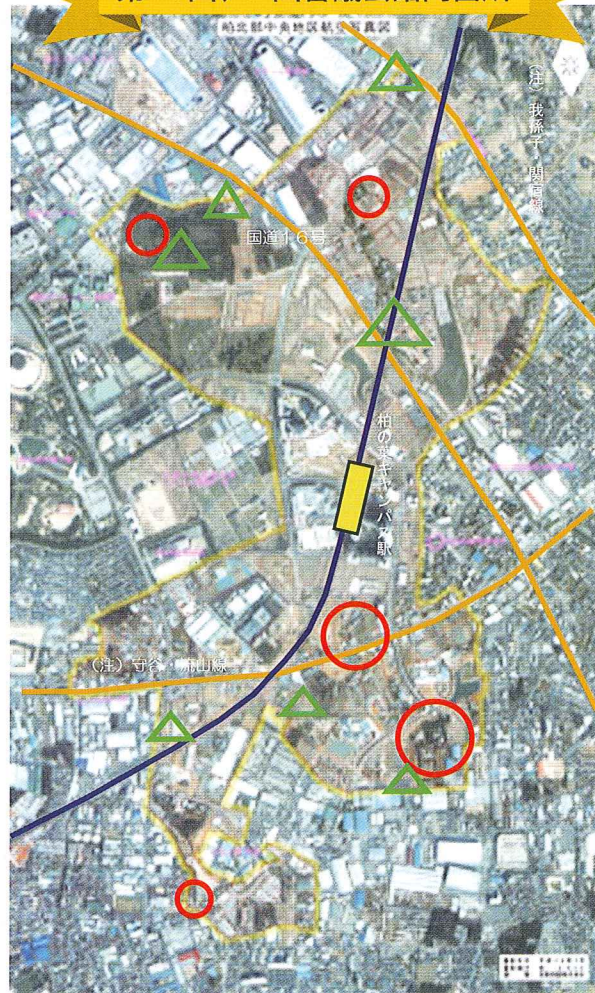
平成24年度におきましては、前号で掲載しました第44回6月、第45回9月に続き、土地区画整理審議会が2回開催されました。

第46回では、第1号議案の仮換地指定についてにより、正連寺地区の都市軸道路関連整備及び、こんぶくろ池公園予定地関連に係るものをはじめ、若柴地区の面整備関連及び十余二花野井線関連整備、また、十余二地区では中学校関連整備などの仮換地指定面積9,608㎡の仮換地指定を諮問し、承認されました。

第47回では、第1号議案の仮換地指定についてにより、小青田地区の都市軸道路と県道我孫子関宿線交差点付近の整備関連に係るものをはじめ、正連寺地区の面整備及び、こんぶくろ公園予定地関連、また、十余二地区では都市軸道路関連整備及び中学校関連整備などの仮換地指定面積7,781㎡の仮換地指定を諮問し、承認されました。

これにより、平成24年度末までの仮換地指定率は46%の進捗になりました。

※右の写真に記載されている○の位置が第46回、△の位置が第47回の従前地の仮換地指定の諮問箇所になります。



お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

※ 第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いいたします。

《 千葉県 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

換地課 04-7134-1247 (換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

F A X 04-7134-1299

所長のごあいさつ



千葉県柏区画整理事務所
所長 行方 寛

入梅の候、皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

本年4月に小関の後任でまいりました所長の行方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、柏北部中央地区の土地区画整理事業に関し、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の当地区の事業ですが、都市軸道路(十余二船戸線)、高田若柴線、船戸若柴線等の幹線道路を重点整備路線と位置付けており、昨年度同様、整備に努めてまいりたいと考えております。

また、当区画整理事業の平成24年度末の進捗率は、仮換地指定率で約46%、事業費ベースで40%となっております。

つくばエクスプレス沿線地区の都市間競争が云われているなか、微力ながら柏北部中央地区における事業のスピードアップと、より良い街づくりのため努めさせていただき所存でございますが、事業を進める上では皆様の御理解と御協力が不可欠でございますので、このことを切に願ひまして、御挨拶とさせていただきます。

平成25年度 事務所職員の異動状況のお知らせ

	【転入】	【転出】		【転入】	【転出】
所長	行方 寛	小関 敏裕	管理移転課	課長 林 三喜男	副主幹 山中 英男
工務課	主査 稲富 卓洋	寺田 巧実		主査 佐々木 経雄	主任主事 實方 健
	主任技師 長尾 真	成島 雄嗣		主事 田村 玲	主事 古川 智裕
	技師 川久保 尚将	加藤 弘樹	換地課	副主査 尾崎 将人	技師 井口 達也
	竹淵 将人	地引 裕貴		技師 荻野 聖也	本田 智久
	茶野木 晶				

※ 転出した職員一同より、地権者の皆様には事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げますとともに、新たな職員につきましては今までと同様に、宜しくお願いいたします。

宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、安全性・景観への配慮から、各家庭や事業所などに電力や電話などを供給するために必要な電柱を宅地内に設置する計画をしております。

電柱を宅地内に設置することにより「安全で住みよいまちづくり」が可能になりますので、皆様のご理解・御協力をよろしくお願いいたします。

電柱が路上に設置されると……

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



宅地内に電柱を設置すると

電柱を宅地内に設置することの効果……

- ・道路での視野が広がり、歩行者や自転車などの通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などが制御され、まちの美観が図れる。



【電柱設置の流れ】

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力(株)から具体的な宅内建柱の協議に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

換地課からのお願い!

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分の公告の日まで)事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、申請(土地区画整理法第76条申請)、事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

なお、事前相談の後、申請書をお渡ししますので、必要事項を御記入の上、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。